

## これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会 開催要綱

### 1 趣旨

健康寿命の延伸及び生活の質の向上のためには、地域保健と職域保健が連携し、継続的かつ包括的な保健事業を展開していくことが不可欠であり、厚生労働省においては、平成 11 年度より生活習慣病予防を目的として地域保健と職域保健の連携の在り方について検討してきた。平成 17 年 3 月に、モデル事業の実施とその評価を踏まえ、「地域・職域連携推進事業ガイドライン」を提示し、都道府県等における地域・職域連携推進協議会の設置及び連携事業を推進してきた。

また、平成 19 年 3 月には、医療制度改革を踏まえた新たな地域・職域連携推進協議会の役割について、地域・職域連携支援検討会において検討し、地域・職域連携推進ガイドラインの改訂を行い、都道府県等にご活用いただいているところである。

近年、健康課題は複雑・多様化していることに加え、時代によって変化する価値観や社会情勢、テクノロジーの発展等を踏まえ、地域保健と職域保健の更なる連携が必要であることから、「これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という）を開催し、現状を踏まえたガイドラインの改訂も含めて検討する。

### 2 検討事項

- (1) 健康寿命の延伸のための地域・職域連携の在り方
- (2) 地域・職域連携推進事業ガイドラインー改訂版ー（平成 19 年 3 月）における課題の整理及び改訂

### 3 検討会構成員等

- (1) 検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には、厚生労働省健康局長の指名による座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集等を依頼することができるものとする。

### 4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部及び保険局の協力を得て、厚生労働省健康局長が開催する。
- (2) 検討会は、原則として公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局健康課が担当する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、これを定めるものとする。

これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会構成員

(五十音順・敬称略)

- 藍 真澄 東京医科歯科大学医学部附属病院保険医療管理部  
教授
- 漆原 肇 日本労働組合総連合会総合労働局雇用対策局 局長
- 焰硝岩 政樹 岡山県備北保健所備北保健課 副参事
- 小玉 弘之 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 小林 英文 日本商工会議所企画調査部 担当部長
- 小松原 祐介 健康保険組合連合会 保健部長
- 齋藤 順子 宇都宮市保健福祉部健康増進課健康診査グループ  
係長
- 白井 桂子 全日本自治団体労働組合中央執行委員 法対労安局長
- 武林 亨 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
- 巽 あさみ 国立大学法人浜松医科大学 教授
- 津下 一代 あいち健康の森健康科学総合センター センター長
- 藤内 修二 大分県福祉保健部 参事監 兼 健康づくり支援課長
- 古井 祐司 東京大学政策ビジョン研究センター  
データヘルス研究ユニット 特任教授
- 松岡 正樹 公益社団法人国民健康保険中央会 審議役
- 松下 敏幸 全国健康保険協会保健部 部長
- 真鍋 憲幸 三菱ケミカル株式会社労制部全社統括産業医
- 矢内 美雪 キヤノン株式会社人事本部健康支援室 副部長
- 渡辺 哲 神奈川県産業保健総合支援センター 所長